



# 財団法人自治総合センターの コミュニティ助成について

## 質 問

財団法人自治総合センターのコミュニティ助成について教えてください。

## 回 答

### 1. はじめに

コミュニティ助成は、財団法人自治総合センターが行っている宝くじの普及広報事業の一つで、住民が行うコミュニティ活動に助成を行い、コミュニティの健全な発展を図るものです。

コミュニティ助成には、次の5つの助成事業があります。

- ①一般コミュニティ助成事業
- ②緑化推進コミュニティ助成事業
- ③コミュニティセンター助成事業
- ④青少年健全育成助成事業
- ⑤自主防災組織育成助成事業

### 2. 助成を受けるための前提条件

上記5つの助成事業の対象となるには、以下の基準をクリアしなければなりません。

- ・宝くじの普及広報の効果が発揮できるもの
- ・国の補助金及び地方債を充当していないもの
- ・原則、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でないもの

〔整備後は、当該地区の住民のコミュニティ組織により、維持管理されることが望ましい〕

### 3. 各助成事業の解説

#### ①一般コミュニティ助成事業

この事業は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識の向上を目指すものであり、コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備に関する事業に

ついて助成が行われます。

なお、助成対象となる施設・設備（備品）について、参考例（別表1）を記載していますが、事業内容によっては助成対象外となる場合がありますので、留意してください。

事業の実施主体は、市町村、自治会・町内会等のコミュニティ組織\*又はその連合体と定められています。しかし、事業の性格上、市町村よりコミュニティ組織が事業実施主体となることが望ましいと考えられ、事業採択にあたっては、コミュニティ組織が事業実施主体となるものを優先するとされています。

助成金額は、1件につき100万円～250万円で、10万円単位となっています。

別表1 一般コミュニティ助成対象 参考例

区分	施設又は設備
生活環境の清潔、静けさ、美観の維持等	芝刈機、公衆トイレ、除雪機等
健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等
生活安全の確保の推進	防犯灯、自転車駐輪場等
お祭り、運動会、ピクニック、その他コミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、各種用具等
文化・学習活動	視聴覚機器、調理用機器、天体望遠鏡、イス・テーブル等
体育・レクリエーション活動	各種スポーツコート・グラウンド等整備、照明施設、スポーツ用具、遊具、簡易倉庫・収納庫、コミュニティ公園・広場等整備
福祉活動	点訳機、朗読用編集機材等
その他	コミュニティ掲示板、屋外放送設備等

#### ②緑化推進コミュニティ助成事業

この事業は、コミュニティ組織による植樹・植栽又はその維持管理を中心とした緑化推進活動を通じて、地域住民のコミュニティ意識の醸成が図られるものに対し助成を行うものです。

事業の実施主体は、市町村、コミュニティ組織

又はその連合体と定められています。しかし、この事業も、一般コミュニティ助成事業と同様に、事業の性格上、地区住民のコミュニティ組織が事業の実施主体となることが望ましいと考えられ、事業採択にあたっては、コミュニティ組織が主体となるものを優先するとされています。

助成対象は、広場、公園、児童遊園等のコミュニティ施設又はその周辺における植樹・植栽、主としてコミュニティ組織が行う緑地帯、花壇等の造成、フラワーポットの整備及び緑化の推進に要する苗木、種子の購入、用具等の整備ですが、特に植樹が優先されます。

なお、市町村が事業の実施主体となる場合、次の2点に留意してください。

- ・事業実施場所が総合運動公園等の市町村の管理施設であれば、市町村が実施すべき事業であるとみなされ、助成対象外となる場合があること
- ・事業実施後の維持管理はコミュニティ組織が行わなければならないこと

助成金額は、1件につき50万円～200万円、10万円単位となっています。

### ③コミュニティセンター助成事業

この事業は、次の基準に適合する、住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進するための多目的な総合施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備に対し助成を行うものです。

#### 助成対象基準

- ・当該地区のコミュニティ活動推進のために必要な施設
- ・当該地区住民の協力の下に、コミュニティ計画に基づき実施するコミュニティセンターの建設整備

助成対象は、本体工事費、付帯設備（電気、空調、給排水等）工事費及び同一年度内の工事費と一体となった設計管理委託費と定められています。土地の取得費、造成費、解体費及び外構工事費並びに既存施設の増改築と修繕費は含まれません。

なお、施設内容の参考例（別表2）を記載していますが、助成対象外となる場合がありますので、

留意してください。

事業の実施主体は、市町村、コミュニティ組織又はその連合体と定められています。

助成金額は、対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額で、1,500万円が限度となっています。

この事業の採択件数は、原則、各都道府県において上限3件であるため、府内市町村からの申請件数が3件以上ある場合は、当課において優先順位を付して自治総合センターに申請します。

別表2：コミュニティセンター助成事業 参考例

区分	施設又は設備
福祉・健康管理	談話室、児童室、保育室、トレーニングルーム等
文化・学習活動	図書室、コミュニティ情報室、視聴覚室、講座室、実習室、サークル活動準備室、娯楽教養室、工作室、陶芸室等
体育・レクリエーション	レクリエーションルーム、ロッカールーム、シャワー室等
その他	多目的ルーム等

### ④青少年健全育成助成事業

この事業は、青少年の健全育成に資するため、主として小・中学生が参加する次のソフト事業に対し助成を行うものです。

- ・スポーツ・レクリエーション活動に関する事業
- ・文化・学習活動に関する事業
- ・その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業

また、事業採択にあたっては、親子参加型を優先するとされています。

助成対象となる事業の参考例（別表3）を記載していますが、事業内容によっては助成対象外となる場合がありますので、留意してください。

なお、この事業の助成対象はソフト事業となっており、設備（備品）の整備は対象外となりますので注意してください。

事業の実施主体は、都道府県、市町村、コミュニティ組織又はその連合体と定められています。

助成金額は、1件につき30万円～100万円、10万円単位となっています。ただし、地区住民のコミュニティ組織が実施主体となる場合は、コミュ

ニティ組織の運営費補助にならないように留意してください。

別表3：青少年健全育成助成事業 参考例

区分	施設又は設備
イベント等ソフト事業	野外活動の実施等 (親子で参加するオリエンテーリング・体験農業等・炭焼きキャンプ・マラソン大会・ふれあい自然体験・ハイキング・スターウォッチング等) 各種スポーツ・レクリエーション大会の開催 各種スポーツ教室 各種スポーツ指導員の派遣及び巡回講演会・研修会の開催 コミュニティリーダーの養成・研修

#### ⑤ 自主防災組織育成助成事業

この事業は、一定地域の住民がその地域を災害から守るために結成した自主防災組織、婦人防火クラブ又はその連合体が行う災害の被害防止・軽減活動に直接必要な施設又は設備の整備に関する事業について助成を行うものです。

また、市町村が自主防災組織に支給・貸与する

別表4：自主防災組織育成助成事業 参考例

区分	施設又は整備
情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣、かけや等
救出救護用	AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェンブロック、チェンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯器具等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
防災教育用	模擬消化訓練装置、放送機器、119番通報訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用的人形、住宅用訓練火災警報器等
その他	簡易資機材倉庫、除雪機等

ために実施する事業も助成対象となります。

助成対象となる事業の参考例(別表4)を記載していますが、事業内容によっては助成対象外となる場合がありますので、留意してください。

事業実施主体は、市町村、自主防災組織及び婦人防火クラブ又はその連合体と定められています。

しかし、事業の性格上、市町村より、自主防災組織及び婦人防火クラブが事業実施主体となることが望ましいと考えられます。

この事業については、市町村課の所管ではありません。詳細については、危機管理室消防防災課まで問い合わせてください。

#### 4. 事業完了後の注意点

要綱上、事業完了後1ヶ月以内に都道府県を經由して実績報告書を自治総合センターへ提出しなければなりません。

特に、事業完了が年度末である事業については、速やかに実績報告を提出しなければなりません。もし、5月に入ってから実績報告を提出することになると、出納閉鎖期間内に助成金の送金が間に合わなくなる場合があります。

また、助成を受けた施設又は整備(ソフト事業の場合はポスター・チラシ等)については、宝くじの助成金で整備した旨の表示(プレート・シール等)とともに、市町村の広報誌等で「宝くじの助成金で整備した」旨の広報を行うこととされていますが、広報誌等への掲載が失念されているケースも見受けられます。広報誌等は、実績報告の添付書類となっていますので注意してください。

#### 5. おわりに

平成20年度の助成申請は、例年の日程であれば、10月上旬に自治総合センターからの照会があり、11月初旬に申請することになると思われます。

コミュニティ活動を計画される場合には、当助成事業の趣旨等を十分理解された上で積極的な活用を検討していただきますようお願いいたします。

(大阪府総務部市町村課振興・合併グループ)

**\*コミュニティ組織**

要綱では、「市（区）町村における自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体又はその連合体」とされています。

したがって、特定目的のために組織された団体（宗教団体、営利団体、公益法人、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、趣味の愛好会・イベント等のために組織された団体）、NPO、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は、除かれます。

また、地理的な範囲の典型例としては、小学校の通学区程度と考えられています。

なお、地縁的な団体であっても会員資格に特定の制限を設けていないなど、組織の目的・性格・活動範囲などが自治会・町内会に準じる団体の多くも助成対象となるコミュニティ組織と考えられます。